

工事請負契約等に係る保証の取扱い

第1 趣旨

建設工事及び設計等業務委託の入札保証及び契約保証について、「三重県会計規則」、「三重県建設工事執行規則」、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」及び「三重県建設工事執行要領」の定めのないことについて定める。

第2 入札保証金の免除

三重県会計規則第67条第2項第1号により入札保証金は一律免除できるものとする。

第3 契約保証の種類

契約保証については、金銭的保証を原則とする。落札者は別表1で定める契約保証の手段の中から選択できるが、1つの契約につき、1つの保証手段を選択し、2つ以上の保証手段を組み合わせることはできないものとする。

なお、特例的に役務的保証を要求する場合があります、その取扱いは次のとおりとする。

三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号の規定による役務的保証として、保証金額を請負代金額の10分の3以上とする公共工事履行保証契約（かし担保特約を付したものに限る。）を要求することができる工事は次の(1)～(3)のとおりとする。

- (1) 工事の完成が遅延することにより、人命等に係わる事態が予想される場合
- (2) 工事の完成が遅延することにより、個人の財産等に被害を及ぼす恐れがある場合
- (3) 工事の完成が遅延することにより、実質的な損害が予想され、金銭的保証では不十分な場合
 - (例1) 学校建設等で開校時期が確定しており、供用開始が遅れることにより、仮校舎の設置等、実質的な経費が必要となるような場合
 - (例2) 大規模なイベント等の開催が確定しており、供用開始を遅らせることができない場合

第4 契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い

- (1) 1件の予定価格が250万円以下の建設工事又は1件の予定価格が100万円以下の設計等業務委託の契約を締結する場合には、三重県会計規則第75条第4項第5号の規定を適用して、契約の保証を免除することができるものとする。
- (2) 1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合には、過去3年の間に国、地方公共団体、法人税法別表第一の公共法人及び建設業法施行令第27条の13の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを

誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号の規定を適用し、契約の保証を免除することができるものとする。

ここでいう「種類をほぼ同じくする」の種類とは、三重県建設工事執行規則第2条中の（ア）建設工事及び製造、（イ）測量、調査及び設計の2種類をいうものとし、「規模をほぼ同じくする」とは、1件の契約金額が建設工事にあつては250万円以上、設計等業務委託にあつては100万円以上のものとする。

なお、契約保証の免除の確認は案件毎に契約締結までに行うものとし、ここでいう「過去3年の間に誠実に履行した」ことの確認は、完成を証するものの書面（注1）で、過去に契約した案件の完成が契約保証の免除を希望する案件の契約締結日から3年以内であるものとする。落札者は完成を証するものの書面を提出し、発注者は必要な項目（注2）を確認するものとする。

注1 完成を証するものの書面とは、次のア～ウのいずれかとして、写しも可とする。

ア 完成認定書又はこれに相当するもの

イ 履行証明書（別記様式1）

ウ コリンズ又はテクリス[竣工時登録カルテ受領書又は登録内容確認書（工事实績）]

注2 確認の必要な項目はア～エとする。

ア 発注者名

イ 契約案件名（種類の確認）

ウ 契約金額（最終金額）

エ 完成日

（3）公益法人と随意契約により締結する設計等業務委託については、公益法人の性格上契約金額にかかわらず、過去3年の間に国、地方公共団体、法人税法別表第一の公共法人及び建設業法施行令第27条の13の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号の規定を適用し、契約の保証を免除することができるものとする。

（4）維持管理業務、単価契約図面作成作業業務にかかる単価契約については、三重県会計規則第75条第4項第7号により契約の保証を免除することができるものとする。

第5 工事発注時の取扱い

工事を発注するときは、指名競争入札にあつては入札指名通知書（三重県建設工事執行要領第6号様式）、一般競争入札にあつては入札公告の契約保証金の欄に次のとおり明記する。

（1）金銭的保証を要求する場合の入札指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「納付。ただし、三重県会計規則第75条第2項に掲げる担保及びその

価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除する。

ア 会計規則第75条第4項第1号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

イ 三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

ウ 契約金額が500万円以下で、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号に該当することが確認できたとき。」

(2) 第4(1)の金銭的保証が免除できる場合の入札指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「免除」

(3) 役務的保証を要求する場合の入札指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「免除。ただし、三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号に規定する工事履行保証委託契約（保証金額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）に係る保証証券を提出しなければならない。」

第6 請負契約締結時の取扱い

落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に工事等落札確認書（別記様式2）を交付するものとする。

落札者は、銀行等、保証会社、又は損害保険会社の保証を提供しようとする場合には、当該保証機関に工事等落札確認書を提出し保証証書等の交付を受けるものとする。

第7 請負代金額の増額変更時の取扱い

請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

第8 請負代金額の減額変更時の取扱い

請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券によ

る保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額(銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。

この場合において、銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、請負者に対して、保証契約内容変更承認書(別記様式3)を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

第9 工期の延長時の取扱い

工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

第10 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証が提供されている場合にあっては、請負者に対して、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

この場合において、銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、請負者に対して、保証契約内容変更承認書(別記様式3)を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮変更は行わないものとする。

第11 工事完成時の取扱い

銀行等が保証した場合にあっては、工事目的物等の引き渡しを受けたときは、保証書(変更契約がある場合は、変更分を含む。)を請負者を通して銀行等に返還するものとし、保証書を請負者に交付した際には、請負者から保証書を受領した旨の受領書(別記様式4)を提出させるものとする。

なお、保証会社の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合にあっては、保証書を返還する必要はないものとする。

第12 契約保証金額を契約金額の10分の3以上とする場合の取扱い

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、以下の者と契約する場合には契約金額の10分の3以上とする。

(1) 契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体

- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る)
- (3) 三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約する者

附則 この取扱いは、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。